

31北監第25号
平成31年3月6日

住民監査請求人

北名古屋市

〇〇 〇〇 様

北名古屋市監査委員 大野 眞一

北名古屋市監査委員 桂川 将典

住民監査請求の却下について（通知）

平成31年2月15日付けで受け付けた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、その要件を審査した結果、下記の理由により却下する（受理しない）ことに決定しましたので通知します。

記

1 請求の却下理由

本件請求は、沖村西部地区に整備中の雨水調整池の事業について関連する予算を凍結し、事業の中止を求めている。

これは、沖村西部地区に進出する事業者は自らの費用で雨水対策を実施すべきであり、市が開発に伴う雨水対策のために市税を投入することは不当な公金の支出であると主張しているものと解する。

また、雨水調整池の整備にあたり取得した用地は開発に伴うもので、具体的な事業計画もなく取得した用地は散在し、農地法に違反していると主張しており、事業計画が事業課で十分検討されず、予算の編成及び統制をする課においても精査されずに事業執行することが行政の裁量の範囲から逸脱しているとのことから、事業中止などの必要な措置を求めていると解する。

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものであり、不正行為の生じ

やすい財務会計上の違法行為等を防止することを直接の目的とするものであるから、請求の対象は具体的な不正行為に限られる。

本件請求において、請求人は雨水調整池整備の目的や事業計画が行政の裁量の範囲から逸脱していると言及し、事業の中止及び予算の凍結を求めているが、いずれも財務会計上の違法性又は不当性を具体的に適示しているとは認められない。

また、用地取得については、当該行為のあった日から1年を経過しており法242条第2項に定める要件を具備していない。

よって、本件請求は法242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。